

令和元年 10 月 21 日

経済戦略局企画総務部総務課長以下、市従公園支部長以下の予備交渉及び事務折衝

(支部)

これより予備交渉を始める。

「自治労現業統一闘争に関する要求書」について申し入れを行いたい。

(局)

本件については、引き続き事務折衝において取り扱うこととします。

(支部)

それでは、ただいまから、支部として、「自治労現業統一闘争に関する要求書」の申し入れを行う。

支部は本日、現業統一闘争における具体的獲得目標を掲げ、取り組みを進めるために、市従本部の申し入れに基づき、要求書を申し入れるものである。

(別紙) 「自治労現業統一闘争に関する要求書」

(局)

ただいま、申し入れのありました「自治労現業統一闘争に関する要求書」につきまして、局の考え方を申し上げます。

令和2年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件等に関する項目につきましては、現在、市従本部からの申し入れを受け、人事室において具体的な協議・検討を進めているところであります。局といたしましては、人事室と市従本部における協議経過・取り扱い等を踏まえまして、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、申し入れの各項目のうち、第3項の「定年退職者の再就職」及び第4項の「現業管理体制の充実と、将来にわたる技能職員の『職の確立』」につきましては、一義的には職制が主体性を持って取り組むべき事項と考えておりますが、退職者の業務の役割、専門性や特殊性といった個別事情をふまえ、円滑な業務遂行となるよう適切に対応していくとともに、引き続き、市民利用施設において、真に必要なサービスを提供できる業務執行体制について検討してまいりたいと考えております。

次に、第7項の「労働安全衛生管理体制の充実・強化」につきましては、職場の安全管理や職員の健康管理など、事業主が責任をもって取り組むべき重要な事項であると考えております。労働安全衛生にかかる全般的な課題につきましては、人事室・市従本部間での交渉事項となります。当局における個々具体的な事案につきましては、局・支部間での対応となることから、安全衛生委員会等を通じまして、真摯に議論を重ねるとともに、関係所属とも連携を図り検討する等、具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

その他の項目につきましては、職制が主体性をもって取り組むべき事項であり、現時点で

は具体的な交渉事項のないもの、あるいは各所属・支部間に交渉権限が委任されていない人事室・市従本部間で取り扱うべき事項と認識いたしております。

今後、職員の勤務労働条件に関する交渉事項に発展することが想定される場合には、皆様方と十分に協議を行い、誠意をもって適切な対応に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

#### (支部)

ただいまの申入れに関し、具体的な項目について数点にわたって要請する。

これまで公園支部は、職員数の削減、技能労務職員の給与水準の見直し、給与カットの中でも「より質の高い公共サービスの提供」を行うため、将来にわたる技能職員の「職の確立」が必要であるとの認識のもと、現業活性化に取り組み、限られた要員の中でスポーツ行政を進めてきた。安易なコスト論のみに固執した事業の見直しと、職員数の大幅な削減、さらなる給与水準の見直しは、職員の「働きがい・やりがい」をなくすだけでなく、市民への必要不可欠な安全性が保たれず、提供すべき公共サービスが悪化していくものと考えている。

局として、厳しい状況下にあっても市民視点に立ち、あらためて市民にとって安全で、本当に必要で重要な事業についての点検・検証をした上で、局事業を推進するよう最大限の努力を要請するものである。

まず第1に、来年度においても業務を円滑に遂行する要員確保をはじめ、定年退職後に再就職を希望する場合、全ての雇用確保はもとより、その勤務労働条件に関しては労使合意を基本に協議を行うことを要請する。今後も本市やスポーツ行政の四囲の変化に対応しうる指揮命令系統に見合った現業管理体制の構築のため、局としての努力を求めておく。

第2に「労働安全衛生管理体制の充実・強化について」であるが、熱中症対策をはじめ、公務災害の撲滅と、職場環境改善の取り組みの強化を図るために、適切な時期に委員会の開催をするよう求めておく。また、職場実態に応じて必要とされる資格取得や、特別教育及び安全衛生教育の受講、安全用具の購入など、公務災害ゼロをめざした取り組みを継続的に進めていくために、労使交渉事項であることからも、今後も支部一局間での協議を強く求めておく。さらに、被服制度に関しては、現場実態を的確に把握したうえで、作業内容に即した被服等を貸与するよう要請しておく。

第3に、人事評価制度に関わっては、職場実態に応じ、技能職員の担っている役割を的確に反映できる制度にしていくために、これまで支部は局に対して、その制度や実施方法を検証し、改善を図るよう要請してきたところである。

支部として「職員基本条例」に則って行われている相対評価は、日々現場で努力している技能職員を選別し、分限処分を課すことになるものでしかない上に、現在も本市と市従本部が労使合意されていない状況であることからも、これまでと同様に反対の立場であることを表明しておく。

#### (局)

ただいま、支部より3点の指摘・意見表明を受けたところでありますが、私どもとしまし

ても、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応するとともに、真に必要な市民サービスの低下をきたさないよう、引き続き、業務内容・業務量に見合った業務執行体制の構築に向け、要員の確保に努めてまいります。

また、2点目の労働安全衛生管理体制の充実・強化、公務災害ゼロを目指した取組みにつきましては、熱中症への対策として、職場安全衛生委員会での啓発等の予防対策を講じております。その他の個々具体的な事案につきましては、繰り返しになりますが、ATC、分室の安全衛生委員会、及び局安全衛生委員会を通じて、真摯に議論を重ねるとともに、関係所属とも連携を図り、具体的な取組みを進めてまいりたいと考えております。

今後、局・支部間において協議すべき事項が生じましたら、適宜、協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(支部)

ただいま、総務課長から要求に関する回答が示された。

今般の交渉内容は予備交渉を経たものであり、回答内容については一応了承するものである。

しかしながら、現場には様々な課題が山積していることも事実であり、それら諸課題の実態把握に努めるとともに、特に職員の勤務労働条件にかかわる事項については引き続き十分な協議・交渉を求めておくこととし、本日の申し入れにかかる交渉を終える。